

歴史まちづくり法の概要

市町村は、国が策定する基本方針に基づき、歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を申請できます。
記載すべき事項については、法第5条第2項各号及び主務省令に定められています。

基本方針（国が作成）

歴史的風致維持向上計画 （市町村が作成）

【重点区域※】

核となる文化財と一体となって歴史的風致を形成する周辺市街地により設定

国による認定

- 文部科学大臣
- 農林水産大臣
- 国土交通大臣



認定歴史的風致維持向上計画

歴史的風致形成建造物 （第12条～第21条）

法律上の特例措置 （第11条、第22条～第30条）

各事業による重点的な支援

- 補助対象拡大・国費率高上げ



(例)歴史的建造物の
修理・買収



(例)都市公園内の城跡の
復原

※重点区域とは「重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」又は「重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域」と、「その周辺の土地の区域」のことをいう。

歴史まちづくり計画のイメージ

- 歴史・文化を活かしたまちづくりを進めるため、核となる国指定文化財とそれと一体となって歴史的風致を形成する周辺市街地を重点区域に設定。
- 景観施策とも連携しながら、計画期間（概ね5～10年）中のハード・ソフト両面の取組を位置付け。

歴史まちづくりを進める重点区域 城跡(史跡)周辺の重点区域



歴史まちづくりを進める重点区域 宿場町(重伝建)周辺の重点区域



事業の概要

～認定計画に基づく事業を支援します～

街なみ環境整備事業

- ◆ 公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好な街なみの維持・再生を支援します。
- ◆ 認定を受けると、歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原を事業の対象に追加できます。

【広島県竹原市】酒蔵（歴史的風致形成建造物）の保存修理



修理前

修理後

※歴史的風致形成建造物とは、重点区域内において歴史的風致を形成し、その保全を図る必要があると認められる建造物として、歴史まちづくり法に基づき市町村長が指定した建造物。増改築等にあたり、市町村への届出が必要となる。

都市公園等事業

- ◆ 地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援します。
- ◆ 認定を受けると、古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものを事業の対象に追加できます。

【石川県金沢市】河北門及び橋爪門、鼠多門の復原



復原された鼠多門、鼠多門橋



歴史まちづくりを
重点的に進める区域
(重点区域)

地域用水環境整備事業

- ◆ 歴史的風致維持向上計画に位置付けられた農業水利施設等の土地改良施設を整備の対象とすることができます。

【群馬県甘楽町】雄川堰の改修



改修前

改修後